

第十八条 総会の議決は出席者の過半数をもって成立する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

第五章 会 計

第十九条 本会の会費は年額五〇〇円とする。

第二十条 本会の会計年度は四月一日より翌年三月三十一日までとする。

第六章 補 則

第二十一条 本会則の改正は総会において出席会員の三分の二以上の同意を要する。

第二十二条 本会則の発効は昭和五十年四月一日とする。

(注) 本年度総会において、会則第十九条に定める会費年額二

五〇円を年額五〇〇円に改めることが決定されました。

編 集 後 記

昭和四十年十一月に同志社国文学会が結成され、機関誌「同志社国文学」が創刊されてから十年の歳月がたとうとしている。途中曲折がなかったわけではないが、ここに間もなく第十号をお届けできることは、喜ばしい限りである。

土橋会長の発刊のことばにいう、「本学会は……国文学・国語学及び国語教育の研究を目的とするもので、本誌はそれらの研究活動の成果を発表する場所であるが、それは一面では会員の研究活動に何らかの貢献をしようとする意味を持つと共に、他面では広くわが国における国文学・国語学・国語教育の研究に対しても、その一翼を担おうとする公的・社会的な意志の表明でも……」と。これらの目的ないし意志の発動がどのようになされてきたか、なされたところについて、諸賢のご批判にゆだねるほかはない。が、宣長大人によれば、「詮ずるところ学問は、ただ年月長く倦まずおこたらずしてはげみつとむるぞ肝要」ともいう。また次の区切りをめざして、まずは息の長い地道な活動を続けたいものである。

本号にも倦まずおこたらず歩んでいる先学、同学の力作を掲載することができた。小森教授の西鶴論は、安永教授の「戦時下の文学」(今回は休載)ともどもおなじみとなつたし、黒沢氏のワニ氏関係伝承論、原田氏の紫部日記、生井氏の近松、内田氏の有島武郎、玉村助教の語彙論も、それぞれ独自の方法で、一貫して掘り上げられているテーマである。児島氏のは昭和四十八年度の卒業論文で、フレッシュな論が展開されている。

なお、本号には右の七篇を上まわる多数の力作が投稿されたが、紙幅の都合でやむをえず掲載できなかったものもある。せっかく原稿をお寄せくださった方々に、お詫び申しあげるといふのである。

次号にも多くのご投稿を期待したい。(50・1、駒木記)

執筆者紹介

黒沢幸三……………愛知教育大学助教授・本学嘱託講師

原田敦子……………本学嘱託講師

小森啓助……………本学教授

生井武世……………同志社香里中・高等学校教諭

児島伸治……………岡山県片上高等学校教諭
(昭和四十八年度卒業生)

内田満……………平安女学院高等学校教諭

玉村文郎……………本学助教授

(表紙題字 土橋 寛)

投稿規定

国文学会機関誌「同志社国文学」は、会員諸氏の研究発表の場でありますから、進んでご投稿下さい。枚数は四百字詰三十枚以内。第十一号締切は昭和五十年九月末日厳守。ただし、掲載論文の数には限度がありますので、論文の採択は編集委員会に一任して下さい。

同志社国文学 第十号

昭和五十年二月一日 印刷
昭和五十年二月五日 発行

編集者 同志社大学国文学会
代表 土橋 寛

京都市上京区烏丸今出川

発行所 同志社大学国文学会

振替 京都二七三七

京都市南区吉祥院池ノ内町一〇

印刷所 明文舎印刷株式会社